

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和 54 年 6 月 11 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日に、資格取得日に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年 6 月は 5 万 6,000 円、同年 8 月は 6 万 4,000 円、同年 9 月は 8 万 6,000 円及び同年 10 月は 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額を 9 万 2,000 円に、申立期間③の標準報酬月額を 8 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 54 年 6 月 11 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 1 月 1 日まで

私は、A 社が社会保険の適用事業所となった昭和 54 年 4 月から継続して厚生年金保険料を給料から控除されていた。同年 6 月 11 日から同年 11 月 1 日までの期間が被保険者期間とされていないことに納得がいかないため、申立期間②について被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間①及び③について、保険料の控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書（写）により、申立人は、申立期間②のうち昭和 54 年 6 月 11 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 54 年 6 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人が提出した給料支払明細書（写）において確認できる支給額から、54 年 6 月は 5 万 6,000 円、同年 8 月は 6 万 4,000 円及び同年 10 月は 7 万 6,000 円、保険料控除額から、同年 9 月は 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 6 月から同年 10 月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 6 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 54 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が提出した給料支払明細書（写）から、同年 7 月の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①及び③については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、上記特例法における基準により、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書（写）において確認できる保険料控除額から、申立期間①については 9 万 2,000 円、申立期間③については 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①及び③について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者標準報酬月額の決定に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年12月21日まで
申立期間のころは、給料が20万円ほどで、家賃が7万円であった。11万円の給料で、とても生活していけるはずがない。標準報酬月額を当時の給料に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から8年11月までは18万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、A社については、申立人が退職した平成8年12月20日から約4か月後の9年4月30日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年5月9日に申立人の申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって11万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで
昭和 37 年に A 県 B 区に引っ越したときに国民年金に加入するよう勧められ、加入を勧めてくれた集金の男性に保険料を渡していた。申立期間が納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年に A 県 B 区に引っ越したとき、国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その約 4 年後の 41 年 10 月に同区において払い出されていることが確認でき、当時同区では手帳送達方式の職権適用を実施しており、その際に加入したものと推認できる。

また、払出し時点では、昭和 39 年 6 月以前の期間については時効により納付できない期間である上、特例納付ができる期間にも該当しない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、まとめて納付したとの主張もしていないことから、過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

加えて、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 256

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで
昭和 37 年に A 県 B 区に引っ越したときに国民年金に加入するよう勧められ、加入を勧めてくれた集金の男性に保険料を渡していた。申立期間が納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年に A 県 B 区に引っ越したとき、国民年金に加入したとたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その約 4 年後の 41 年 10 月に同区において払い出されていることが確認でき、当時同区では手帳送達方式の職権適用を実施しており、その際に加入したものと推認できる。

また、払出し時点では、昭和 39 年 6 月以前の期間については時効により納付できない期間である上、特例納付ができる期間にも該当しない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、まとめて納付したとの主張もしていないことから、過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

加えて、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 63 年 12 月 31 日から平成元年 3 月 1 日まで
私は昭和 63 年 6 月ころA社に入社し、平成元年 2 月まで勤めていたが、1 か月しか厚生年金保険被保険者期間が無いのは納得できない。また、申立期間①において、国民年金保険料を納めた記憶が無いのに、当該期間の保険料が納付済みとなっているのはおかしい。A社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入期間はオンライン記録と一致している上、申立人が一緒に入社したとする同僚も申立人と同じ昭和 63 年 11 月 1 日の資格取得日となっていることが確認できる。

また、A社の事務担当から「当社では入社時に短期雇用契約を結び、その後正社員契約を結ぶ規定となっている。」との証言があり、同僚からも「入社してすぐに社会保険に加入させてもらえなかった。」との証言があることから、当該事業所は入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

私は、A社の立ち上げ当時から勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、当該事業所において厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたと主張しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち 33 年 3 月 1 日から 37 年 4 月 30 日までの期間については、適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務を担当していた事業主の妻は「申立人は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も給与から控除していなかった。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番及び訂正等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。